

公立大学法人広島市立大学大学発ベンチャー企業支援に係る 新株予約権及び株式の取得等に関する規程

令和7年3月25日

規 程 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。次条において「法律」という。）第34条の5第1項の規定に基づき、大学発ベンチャー企業の育成に資することを目的として、大学発ベンチャー企業の発行した株式又は新株予約権を取得する場合における取得、保有及び売却等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (2) 大学発ベンチャー企業 法律第34条の4第1項に規定する成果活用事業者であり、かつ、別に定めるところにより広島市立大学発ベンチャーと認定した企業をいう。
- (3) 知的財産等 公立大学法人広島市立大学知的財産取扱規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第77号。以下「知財取扱規程」という。）第2条第1号に規定する発明等及び第2号に規定する特許等をいう。
- (4) ライセンス等 法人が保有する知的財産等の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。

(株式等の取得)

第3条 法人は、大学発ベンチャー企業が法人に対し株式等の取得を希望する場合において、当該大学発ベンチャー企業の事業の有望性が高いと認められ、かつ、当該大学発ベンチャー企業がライセンス等の対価の全部又は一部を現金で支払うことが困難な場合に限り、ライセンス等の対価を株式等により取得することができる。

2 株式等の取得に係る検討に当たっては、大学発ベンチャー企業に次に掲げる事項に関する資料の提出等をさせるものとする。

- (1) 事業（技術開発、事業化、資金調達等）の計画
- (2) 財務状況
- (3) その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項

(新株予約権の行使等)

第4条 法人は、取得した株式等が新株予約権の場合であって、当該新株予約権の行使が可能となったときは、速やかにこれを行行使し、株式を取得するものとする。ただし、新株予約権の行使価額が当該新株予約権の目的である株式の売却価格を上回ると見込まれるときは、当該新株予約権を行行使しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権の行使前に、法人が取得した新株予約権を発行した大学発ベンチャー企業の吸収合併等により、第三者から当該新株予約権の買取りの申出があったときは、法人は、当該新株予約権を譲渡することができる。ただし、当該新株予約権に譲渡制限が付されている場合であって、譲渡の承認を得ていないときは、この限りでない。

3 法人は、新株予約権の行使期間満了までに第1項の規定による新株予約権の行使若しくは前項本文の規定による新株予約権の譲渡が見込めない場合又は株式の売却価格が当該新株予約権の行使価額を上回ることが見込めない場合においては、当該新株予約権の売却、行使又は放棄等を行うものとする。

(株式の売却)

第5条 法人は、ライセンス等の対価として取得した株式を売却することが可能となったときには、速やかに

売却するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式を保有することができる。

- (1) ライセンス等の対価として取得した株式を売却することが可能となった時点において、売却により法人が得られる金額がライセンス等の対価に相当しないものである場合
- (2) その他特別の事情により株式を保有する必要がある場合
(経営に参加する権利)

第6条 法人は、取得した株式に基づく大学発ベンチャー企業の経営に参加する権利については、次に掲げる場合を除き、行使しないものとする。

- (1) 当該権利を行使しないことが当該大学発ベンチャー企業の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合
- (2) 株式に基づく株主総会における剰余金の配当を受ける権利等、法人が当該大学発ベンチャー企業から経済的利益を受けることを内容とする権利を行使する場合
(審査会)

第7条 第3条第1項の規定による株式等の取得、第4条の規定による新株予約権の行使、譲渡、売却及び放棄並びに第5条の規定による株式の売却（以下「株式の取得等」という。）その他この規程に基づく重要事項について審議するため、株式等の取扱いに関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学術・社会貢献担当理事
- (2) 法人経営担当理事
- (3) 地域共創センター長
- (4) 事務局次長
- (5) 事務局総務室長
- (6) 事務局地域共創・研究推進室長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、理事長が必要と認めた者

3 審査会に委員長を置き、学術・社会貢献担当理事をもって充てる。

4 審査会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要の都度、審査会を招集する。

7 審査会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、株式等の価値等を公正かつ客観的に評価するため、必要があると認めるときは、審査会の議事に際して、専門的知識を有する者から意見を聴取することができる。

(株式の取得等の決定)

第8条 理事長は、審査会の審議結果を踏まえ、株式の取得等について決定する。

2 理事長は、前項の規定により決定した内容を当該大学発ベンチャー企業に通知する。

(インサイダー取引等の防止)

第9条 法人は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）その他の法令等を遵守するとともに、関係職員等（出資、兼業、共同研究等を通じて株式を発行した大学発ベンチャー企業に関与する職員及び役員をいう。次項において同じ。）からの情報によって、株式等の売却を恣意的に行ってはならない。

2 法人は、株式等の適正な売却を行うため、関係職員等に対して、インサイダー取引に該当しないか等、株式の保有状況等を個別に調査し、又は確認するものとする。

3 前2項において、必要がある場合は、専門的知識を有する者から意見を聴取するものとする。

(実施補償金)

第10条 知財取扱規程第21条の規定は、ライセンス等の対価として取得した株式等を売却等して収入を得たときについて準用する。

(事務)

第 1 1 条 この規程に関する事務は、事務局地域共創・研究推進室が遂行する。ただし、保有する株式等の管理に関する事務、新株予約権の行使、譲渡、売却又は放棄の手続に関する事務及び株式の取得又は売却の手続に関する事務は、事務局総務室が遂行する。

(補則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、株式等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。